

藤本友行議員に対する辞職勧告決議

本日、本会議休憩中に藤本友行議員が説明員に対し口論の末もみあい、けがに至らしめるという事案が発生しました。

故意ではないとはいえ、言論の府である議会の構成員が言論によらず、相手に傷を負わしめる行為に及んだことは、尾道市議会の品位と権威を貶め、議員の資質に欠ける行為と言わざるを得ません。

よって、藤本友行議員の辞職を勧告します。

以上、決議します。

令和元年12月5日

尾道市議会